

令和4年用 国土緑化運動標語

植えようみどり めざせカーボンニュートラル

令和4年用 育樹運動標語

育てよう 優しい心と 豊かな緑



緑の募金に ご協力ください

春期

4月1日～5月31日

秋期

9月1日～10月31日

緑豊かな
県土のために

地球温暖化
防止のために

地域や学校
緑化のために

みどりの少年団や
森林ボランティア育成
のために

※ 緑の募金は善意の寄付金であり、緑の募金法により実施されています。※ 募金の使途は「緑の募金運営協議会」で審議して決定されています。

画像提供: (公財)仙台観光国際協会



公益社団法人

宮城県緑化推進委員会

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎 10階 TEL 022-301-7501 FAX 022-301-7502



令和3年 緑の募金運動報告

ご協力ありがとうございました

皆様から寄せられた令和3年の募金額及び用途についてご報告いたします。



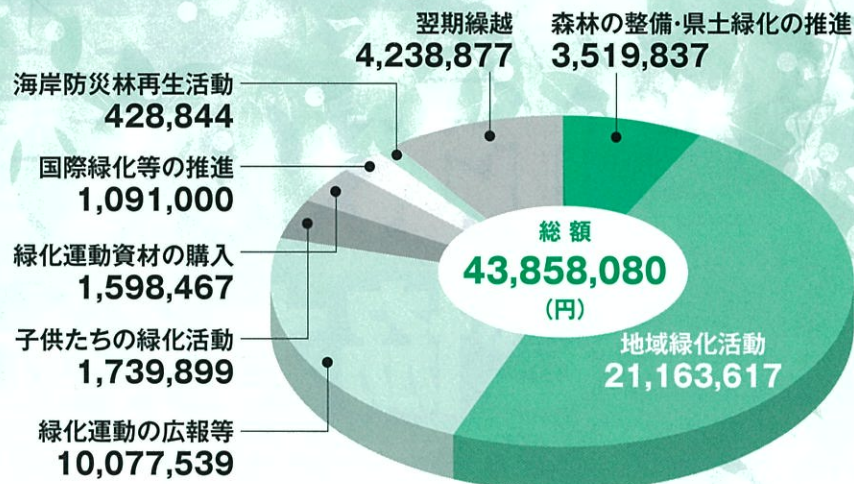
どんぶりくん

募金の実績

(円)

家庭募金	32,425,010
学校募金	3,645,953
職場募金	3,892,568
街頭募金	306,957
企業募金	3,394,296
その他募金	193,296
総額	43,858,080

募金の使途



「緑の募金」は税法上の優遇措置が受けられます

公益社団法人宮城県緑化推進委員会は所得税法及び法人税法に定める「特定公益増進法人」に該当。当会への募金は寄附金優遇措置の対象となります。

(国税庁ホームページ→刊行物等→「パンフレット・手引」→広報関係→パンフレット「暮らしの税情報」→「寄附金を支出したとき」参照)

●個人が支出する寄付金

- 所得控除：寄附金額(注1)－2000円
- 税額控除：(寄附金額(注1)－2000円)×40%(注2)

(注1)：所得金額の40%を限度

(注2)：所得税額の25%を限度

※「所得控除」と「税額控除」のいずれかを選択する。

●法人が支出する寄付金

会社などの法人が「特定公益増進法人」に対して支出した寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられております。この別枠の損金算入限度額は、その法人の資本金や所得の金額によって異なります。詳しくは税務署でご確認ください。

ご協力、ご支援をいただき誠にありがとうございました。